

## 第6章 視覚障がい者誘導用ブロック

### 6-1 視覚障がい者誘導用ブロック

1. 歩道等、立体横断施設の通路、バス停留所及び自動車駐車場の通路等、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所については、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものとする。【解説1】
2. 視覚障がい者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。【解説2】

#### 【解説1】

視覚障がい者には全盲の方と弱視の方がおり、視覚障がい者のうち弱視者の割合は6割を超えている。（平成13年6月1日 厚生労働省 調査結果）

視覚障がい者は、事前に記憶した道順や周囲の状況・音などの様々な情報とともに、視覚障がい者誘導用ブロックを歩行の手助けとしており、視覚障がい者誘導用ブロックを直接足で踏むことや白杖で触れることにより認識するほか、弱視者は、視覚障がい者誘導用ブロックの色と周囲の路面の色のコントラストにより認識している場合もある。

視覚障がい者の移動等円滑化を図るためには、安全かつ円滑に歩行できるように視覚障がい者を誘導し、かつ、視覚障がい者が段差等の存在を認識し又は障害物を回避できるよう、視覚障がい者を誘導するためのブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）を設ける必要がある。

#### 【解説2】

視覚障がい者の歩行を支援し、利便性をより向上させるためには、視覚障がい者誘導用ブロックに加えて、音声等による適切な情報提供を行うことが有効である。

視覚障がい者に対する音声案内システムについては、これまで多数の民間企業や関係省庁において研究・実用化がなされているものの、現状では提供情報の内容、機器の様式、設置位置等について統一された基準が無く、異なるシステム間では互換性がないものが多い状況である。

ユニバーサルデザインの観点から、市内在住の視覚障がい者が他都市でも利用でき、他都市から来訪された視覚障がい者も利用できるシステムが必要であること、視覚障がい者誘導用ブロックは面的な広がりを持って設置するため、一度特定のシステムで本格整備してしまうと、他のシステムへの変更に困難が伴うことから、現段階では、「視覚障がい者誘導用ブロックへの音声案内設備の設置」に関する市独自の基準は設けず、今後の国の検討を待つこととした。

当面は、視覚障がい者誘導用ブロックのみでは視覚障がい者の案内に著しく困難をきたす箇所等において、個別に音声等による案内システムを検討し設置するものとする。